

西尾市教育委員会会議録

招 集 日 時	令和3年1月13日(水) 午前10時		
開 会 場 所	市役所 41会議室		
開 会 時 間	午前10時	閉 会 時 間	午前11時35分
教 育 長	稲垣 寿		
出 席 委 員	平岡 将暢 武内 基亘 尾崎 まゆみ 石崎 光子		
欠 席 委 員			
委員会出席者	教育部長 永谷和夫、教育部次長 齋藤武雄、教育庶務課長 原田高行、教育庶務課主幹 石川 裕、学校教育課長 伊藤嘉樹、学校教育課主幹 鈴木貴之、文化財課長 石川浩治、図書館長 原田依子、交流共創部長 内藤貴久、観光文化振興課長 石川孝次、スポーツ振興課長 味岡 淳、資産経営局長 齋藤秀明、資産経営課長 加瀬雅史、資産経営課主幹 菅沼律哉、教育庶務課課長補佐 木下政之、教育庶務課主任主査 判治康成		
議 題	<p>1 会議録署名委員の指名について</p> <p>2 前回会議録の承認について</p> <p>3 報告事項  (1) 教育長報告  (2) 教育部長報告</p> <p>4 議案審議  議案第1号 西尾市立図書館電子書籍の利用に関する要綱の制定について  <span style="float: right;">【図書館】</span>  議案第2号 専決処分の承認について(西尾市立小中学校体育施設スポーツ開放管理指導員の委嘱)【スポーツ振興課】</p> <p>5 その他  (1) 学校施設長寿命化計画の策定について【教育庶務課】  (2) 給食調理業務の民間委託について【教育庶務課】  (3) 令和2年度卒業証書授与式への臨席者について【学校教育課】  (4) 西尾市社会教育関係団体活動費補助金交付要綱の改正について【生涯学習課】  (5) 西尾市単位子ども会活動費補助金交付要綱の制定について【生涯学習課】  (6) 西尾市ボーイスカウト及びガールスカウト活動費補助金交付要綱の制定について【生涯学習課】  (7) 西尾市PTA連絡協議会活動費補助金交付要綱の制定について【生涯学習課】  (8) 吉良氏800年祭「承久の乱」歴史講演会の開催について【文化財課】  (9) 「西尾城絵図集」完成記念講演会の開催について【文化財課】  (10) 令和2年度前期 西尾市ふれあい広場指定管理者管理運営状況の評価について  <span style="float: right;">【スポーツ振興課】</span>  (11) 一色町体育館、寺津小学校、寺津中学校及び資料館(歴史公園内)の基本設計について【資産経営課】</p> <p>添付書類 教育委員会名義使用 13件</p>		

## 会 議 の 顛 末

教育長	<p>開会の辞</p> <p>ただいまから西尾市教育委員会1月定例会を開会いたします。</p>
教育長	<p>それでは、議事進行は、あらかじめ配布されております、会議日程に基づいて進めさせていただきます。</p>
	<p>1 会議録署名委員の指名</p>
教育長	<p>会議録の署名委員は、武内委員、石崎委員 を指名します。</p>
	<p>2 前回会議録の承認</p>
教育長	<p>前回定例会の会議録につきましては、すでに委員の皆様方のお手元に送付してございますが、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>それではご異議なしと認め、前回定例会の会議録については、原案どおり承認することといたします。</p>
	<p>3 報告事項</p>
教育長	<p>(1) 教育長報告</p> <p>年明けから大変な冷え込みでしたが、一方、空気は澄み渡り、遠く雪を頂く山々も鮮明に望めました。疫病の流行とは裏腹の悲しいくらい美しい夕焼けでもありました。本市においてもコロナの感染拡大が続いています。感染された方たちが重症化しないことと、一刻も早いワクチンの普及を願うばかりです。</p> <p>本日は二点についてお話します。</p> <p>一点目は、学校行事の変更についてです。予定では、今月中旬から来月初旬にかけて、小学校の修学旅行が3校、中学校の野外学習(スキー合宿)が8校ありましたが、全て延期することになりました。愛知県のみならず、行く先の京都府や岐阜県においても緊急事態宣言が発令される事態を憂慮したためです。全校ともに延期の計画をしていますが、緊急事態宣言の期間延長を危惧しています。修学旅行については、春休み実施も視野に入れていきます。最大限の努力をもって行かせてあげたいと思います。</p> <p>二点目は、教育の両輪についてです。以前、ある大学教授から、理系の研究に比べて人文系の研究の補助金は、格段に少ないという愚痴を聞いたことがあります。理系には実験やフィールドワーク等が伴うため多額の経費が要ることを勘案しても、人文系はあまりに不遇なのだそうです。産学連携にしても理系学科ばかりだし、どうしても人文系への投資は少なく、それゆえに研究も進みにくいのだそうです。</p> <p>いつ頃何で読んだのか記憶が定かではありませんが、「物質文明の急激な進歩に対して精神文化が追いつけていない」という文言が脳裏に強く残っています。歴史を振り返ってみれば、産業革命や文明開化、そして高度情報化社会といった具合に、文明の進歩には枚挙に暇がありません。しかしながら、それらの進歩の大半は、結果として大量消費社会を実現し、物質的な豊かさや刹那的な快感をもたらすものでした。</p> <p>物や情報が多くなればなるほど、それらを理解し評価し、適切に選別するためには、受け手である私たちに、哲学や思想、宗教等に支えられた、確固とした価値観が必要になるはずで、にもかかわらず、経済行為に直結しない人文科学は、長い</p>

	<p>間疎かにされてきたように思われます。そしてその代償は、現代社会のさまざまな歪として顕現し、あるいは潜伏しているように思われてなりません。</p> <p>義務教育に視点を移してみても、国際競争力の向上に資するための学力が重視され、特にPISAやTIMSSにおける理数の順位が問題視されました。あまつさえ国語教育においても、日本という国の言語文化、精神文化を継承させながら人格形成に資するという役割は弱まり、論理的思考力を支えるための言語力に偏重している観が否めないと感じます。産業振興を支える人材育成が必要なことに異論はありませんが、その両輪としての人間教育を進めていかないと、真の豊かな社会――幸福感の担保された社会は形成されないと考えます。おりしも来年度から小中学校全ての子どもに一人一台のタブレットが配備されICT教育が本格稼働していきます。学習における効率化や個別対応化が期待されるところですが、子どもたちの未来の幸せを願うのであれば、学校教育では、今まで以上に、子どもたちを人や自然と深くかかわらせ、心を育てる教育活動を推進していくことが不可欠だと思います。</p>
教育長	<p>続きまして（２）教育部長報告をお願いします。</p>
教育部長	<p>（２）教育部長報告</p> <p>昨年は本当にコロナ禍に振り回された一年であり、いまだに猛威を振るっています。日常生活においても新しい生活様式の実践が当たり前となり、いよいよワクチン接種も間もなく始まろうとしています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、非常に感染力が強いのですが、ウイルス性の風邪の一種ですので、新しい生活様式やワクチン接種などにより、今年は一日でも早く終息に向かうことを願ってやみません。</p> <p>私からは、３点ご報告させていただきます。</p> <p>１点目は、西尾市議会１２月定例会についてです。</p> <p>昨年１２月１８日に閉会した西尾市議会１２月定例会ですが、前回ご紹介しました関係議案の補正予算につきましては、無事可決成立しましたので、今後執行してまいります。</p> <p>２点目は、選挙における注意事項についてです。</p> <p>今年は、６月２０日に市長選と市議選のダブル選挙が予定されています。そして、１０月２１日に任期満了となる衆議院議員総選挙もいつ行われるのか予測がつかない状況です。</p> <p>教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長が議会の同意を得て任命するもので、非常勤特別職の地方公務員となります。</p> <p>このため、日常的に政治的行為が制限されていますが、選挙にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律や公職選挙法において、積極的に政治活動をすることや、その地位を利用して選挙運動をすることは禁止されていますので、今一度ご承知いただくとともに、疑われることのないようご注意願います。</p> <p>３点目は、学校における新型コロナウイルスの感染状況についてです。</p> <p>首都圏だけでなく、愛知県の感染状況も厳しい状況が続いています。</p> <p>このため、大村知事は感染拡大に歯止めをかけたいとして、特別措置法に基づく緊急事態宣言を再発令するよう、昨日国に要請しましたが、今日にも発令されそうです。</p> <p>西尾市においても感染者が昨日までに２７４人を数え、小中学校については、お</p>

	<p>手元の資料にありますような状況です。しかしながら、各学校から保護者に対して、感染が疑われる段階からの情報提供を何度もお願いしており、必要に応じて出席停止の措置を行うなど、児童生徒の安全安心を最優先に水際対策を強化してきたこともあり、幸いにも休校した学校は2校で済んでおります。</p> <p>今後も情報収集に努め、児童生徒の安全安心に努めてまいります。</p> <p>私からは以上です。</p>
教育長	<p>日程3を終わります。</p> <p>日程4、議案審議を議題とします。</p> <p>「議案第1号 西尾市立図書館電子書籍の利用に関する要綱の制定について」提案理由の説明をお願いします。」</p>
図書館長	<p>ただいま議題となりました「議案第1号 西尾市立図書館電子書籍の利用に関する要綱の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>議案1号をご覧ください。</p> <p>本要綱は、電子書籍は電磁的記録であるため、インターネットを通じての利用にあたり、必要な事項を要綱に定めるものであります。</p> <p>第1条は、この要綱の趣旨を定めたものです。</p> <p>第2条は、電子書籍の利用方法を定めており、インターネット上の「にしお電子図書館」には、貸出カード番号とパスワードが必要です。</p> <p>第3条は、貸出しの資格を定め、通常の本の貸出と同じです。</p> <p>第4条は、貸出しの数量及び期間を定め、1人3点、期間を2週間としています。</p> <p>第5条は、貸出した電子書籍の返納について定め、</p> <p>第6条及び第7条は、貸出中の電子書籍の予約について定めております。</p> <p>第8条は、「にしお電子図書館」のメンテナンスの為の、業務の休止について定めています。</p> <p>第9条は、委任規定です。</p> <p>附則としてこの要綱は、令和3年1月27日から施行します。</p> <p>以上、議案第1号の説明とさせていただきます。</p>
教育長	<p>提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p>
平岡委員	<p>要綱第5条の返納について確認です。</p> <p>「貸出し期間が満了したときは、自動で返納されるものとする。」とありますが、物理的なものがないので、15日経過で自動的に返納ということだと思います。</p> <p>例えば読み終えて3日で返却したい時に、電子書籍の場合はどのような取扱いになりますか。</p>
図書館長	<p>最大が15日間と定めておまして、その前に読了して返納の意思を示す際は、返納するボタンを押すことで返納という取扱いとなります。</p>
教育長	<p>他に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第1号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありますか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。</p>
教育長	<p>引き続きまして、「議案第2号 専決処分の承認、西尾市立小中学校体育施設ス</p>

	<p>ポーツ開放管理指導員の委嘱について」提案理由の説明をお願いします。</p>
スポーツ振興課長	<p>ただいま議題となりました「議案第2号 専決処分の承認について」、提案理由のご説明を申し上げます。</p> <p>今回、専決処分をいたしました事項は、西尾市立小中学校体育施設スポーツ開放管理指導員の委嘱でございます。</p> <p>「西尾市立小中学校体育施設スポーツ開放に関する規則」第6条により、教育委員会が委嘱することになっております。</p> <p>管理指導員は、開放施設の管理指導及び安全確保に当たっていただくものであります。</p> <p>今回は、学校体育施設スポーツ開放を実施している八ツ面小学校において、利用日の増加などにより従来の管理指導員のみでは業務の遂行が困難な状況となっており、円滑なスポーツ開放の実施のため、複数名で管理を行うべく、早急に委嘱する必要が生じたためのものであります。</p> <p>任期は、令和2年12月1日から令和3年3月31日までであり、管理指導員の委嘱につきましては、令和2年12月1日に教育長に対する事務委任規則第3条の規定により処理をいたしました。</p> <p>また、第4条の規定により、次の教育委員会の会議において承認を得なければならぬと定められておりますので、承認を求めるものでございます。</p> <p>以上、説明といたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
教育長	<p>提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p>
教育長	<p>特に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第2号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありますか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認いたします。</p>
教育長	<p>日程4を終わります。</p> <p>日程5、その他を議題とします。</p> <p>(1)「学校施設長寿命化計画の策定について」説明をお願いします。</p>
教育庶務課長	<p>ただいま議題となりました、その他議題(1)「学校施設長寿命化計画の策定について」ご説明申し上げます。</p> <p>その他議題(1)資料をご覧ください。</p> <p>学校施設長寿命化計画は、西尾市公共施設等総合管理計画に基づく、学校施設の個別施設計画として位置づけられるものでございます。</p> <p>計画の策定に際し、昨年度に35校の学校施設と3つの学校給食センターの合計175棟の劣化状況調査を実施しております。</p> <p>初めに、「1 計画の目的」でございますが、今後見込まれる施設の維持・更新コストや将来の財政状況を勘案し、今後の維持管理などに係るトータルコストの削減と予算の平準化の実現を目指した整備方針を示すことを目的としております。</p> <p>次に「2 計画の基本方針」でございますが、「(1)点検・診断などの実施方針」をはじめ、6つの実施方針を定めております。</p> <p>続いて「3 計画の運用」でございますが、「(1)効率的・効果的な維持管理の</p>

実施」としまして、施設ごとの点検、診断などの実施結果を一元的に管理することで、情報基盤として整備し、活用できる仕組みづくりを検討し、運用できる業務サイクルを確立してまいります。

「(2) 推進体制等の整備」としまして、学校施設を総合的に管理していくため、学校施設の情報を集約し、共有できる体制の整備や組織間の連携体制の構築を進めてまいります。

「4 計画の期間」でございますが、令和3年度から令和40年度までの38年間としております。

なお、5年ごとに中間見直しを実施してまいります。

最後に、「5 計画策定のスケジュール」でございますが、1月21日木曜日から2月19日金曜日までの間、パブリックコメントを実施して、令和3年3月下旬に計画策定及び公表を予定しております。

続きまして、2枚目の資料「学校施設長寿命化計画（案）抜粋」について、ご説明申し上げます。

まず、「1 学校施設の状況」でございますが、初めに「(1) 学校施設の保有量」としまして、この計画の対象建物180棟の延べ床面積の合計は、21万6千平方メートルでございます。そのうち、昭和56年以前の旧耐震基準の施設は、13万4千平方メートルで、全体の62%を占めております。また、大規模修繕が必要とされる築30年以上の施設は、152棟17万7千平方メートルで、全体の82%を占めております。

次に、「(2) 施設関連経費の推移」としまして、平成27年度から令和元年度までの5年間の平均額は、1年当たり約12億円でございます。今後の維持・更新コストと直接関係のない光熱水費・委託費を除く過去5年間の1年当たりの平均額は、約10億円でございます。

2ページをご覧ください。「2 学校施設の維持・更新コスト」でございますが、初めに「(1) 従来型の維持・更新コスト」は、施設を建築したあと、25年で大規模修繕を実施し、50年で更新を行う、「従来型の更新サイクル」を続けると仮定した場合の維持・更新コストを算出したものでございます。

施設の更新単価を1平方メートル当たり33万円、大規模修繕を1平方メートル当たり13万2千円とした場合、今後38年間で総額971億円、年平均額では、約25億6千万円となり、過去5年間の関連経費の年平均額約10億円の約2.6倍の事業費が必要となります。

3ページをご覧ください。「(2) 長寿命化型の維持・更新コスト」は、長寿命化型では、西尾市公共施設等総合管理計画における長寿命化の実施方針を踏まえ、機能を継続する施設に対して、施設を建築したあと、20年、60年で予防保全修繕を実施し、40年で大規模修繕、80年で施設を更新する場合の維持・更新コストを試算しております。

施設の更新単価を1平方メートル当たり33万円、大規模修繕を1平方メートル当たり13万2千円、予防保全修繕を6万6千円とした場合、今後38年間の維持・更新コストは総額715億円、年平均額では、約18億8千万円となり、従来型と比較して、総額256億円、年平均額では、6億8千万円の縮減効果が得られる結果となります。

4ページをご覧ください。「3 長寿命化の実施計画」でございますが、初めに、

	<p>「(1) 工事優先度による平準化の方法」は、従来型から長寿命型に移行することで事業費の縮減効果が図られますが、年度ごとにばらつきがあり、安定的に維持・更新を行うためには、コストの平準化が必要となります。</p> <p>平準化の条件としましては、令和3年度から令和5年度までは第7次西尾市総合計画・実施計画を優先します。令和6年度以降は、第1期から第4期までの計画期間ごとに予算の上限額を設定します。設定した予算上限額から工事費が上回る年度では、「工事優先度の高い順」に計上し、予算上限額に達したら、計上されなかった工事は翌年度に先送りをします。先送り期間の制限は10年としております。また、校舎の更新時には、少子化による将来の学級数の減少を考慮し、1棟当たりの延べ床面積を10%縮減した更新費用としております。</p> <p>次に、「(2) 長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果」は、第1期では、第7次西尾市総合計画・実施計画における整備事業を実施したあと、築40年が経過した施設の「大規模修繕」を推進します。</p> <p>第2期では、築40年が経過した施設の「大規模修繕」を一通り終えたあと、長寿命化を図るべき施設の「予防保全修繕」を行います。</p> <p>第3期から第4期では、築80年を迎える施設の「更新」を進めるとともに、将来の人口や社会ニーズに合わせた他施設との「複合化」や児童生徒数の減少の影響による、施設を縮小した「建て替え」や「統廃合」を検討していきます。</p> <p>5ページをご覧ください。この図は、平準化を考慮して試算した結果で、今後38年間の長寿命化型の維持・更新コストの総額を686億円、年平均額で約18億1千万円と見込んでおります。</p> <p>以上、その他議題(1)の説明とさせていただきます。</p> <p>なお、計画策定のスケジュールの都合により、本日の定例会の前に議会には1月7日木曜日に開催されました文教部会で同様の説明をさせていただきましたので、順番が逆になりましたことをご報告いたします。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
武内委員	金額が大きく驚きました。4ページの第7次西尾市総合計画・実施計画における整備事業を実施した後、ということが、令和7年度までの10億円で抑える予算となると思います。年平均額で約18億1千万円にすべきところを令和8年度から令和16年度までの間、20億円を超えているので、計画を変更して前倒しすることで平均額に近くなると思うのですが、いかがでしょうか。
教育庶務課長	<p>第7次西尾市総合計画・実施計画は毎年この先3年間の学校施設の改修などを企画政策課と調整したもので、予算的にも財政課や資産経営課と調整しながら計画を立てたものです。</p> <p>今ご説明した資料にはございませんが、別添でお配りしている冊子の54ページをご覧くださいと令和3年度から令和7年度までの改修予定がございます。そのうちの令和3年度から令和5年度までが実施計画の中で採択されたものであり、これは動かせないものです。令和6年度、令和7年度は今回の計画の中で、早急に改修したほうが良いものをあげています。</p>
武内委員	理解できました。令和6年度、令和7年度はグラフでは約10億円となっていますが、今からさらに予算をつけることが可能ということですか。
教育庶務課長	計画が始まると、関係部局と金額の調整を行うこととなります。

武内委員	関係部局が必要な予算をつけてくれないということもありますか。
教育庶務課長	これでも予算を抑えているので、強く要望していきたいと思います。
武内委員	長寿命化計画により、必要な予算を提示しないといけないから策定するということがわかりましたが、計画通りにならないかもしれないということも理解できました。予算を確保するためにも、こういった計画を策定していかないといけないことを認識しました。
教育庶務課長	補足ですが、長寿命化計画を策定しないと、改修費用に国からの補助金が付かなくなり、今年度計画を策定し、今後改修したいところを申請して採択されるという流れになります。
平岡委員	基本的には従来からの維持更新の流れから、長寿命化の維持更新については、国からの要請があるということによろしいでしょうか。 また、国からの要請ということであれば、西尾市に限ったことでなく、全国の自治体が計画を立てて、国の要請に沿うということによろしいでしょうか。
教育庶務課長	別添でお配りしている冊子の2ページをご覧ください。 国はインフラ長寿命化基本計画というものを平成25年11月に策定し、それを受けて西尾市としても西尾市公共施設等総合管理計画を作成しました。この計画に基づき、学校施設だけでなく、市全体の施設が長寿命化計画を策定しております。全国一斉にこのような動きであり、どこの自治体も今年度中に作っております。
平岡委員	長寿命化によると80年で更新とありますが、学校訪問で校舎などを拝見して、すべて建物が80年持つのかという疑問があります。
教育庶務課長	別冊の27ページに健全度というものがあります。健全度を100とした場合、70前後から低い建物では65のものもあります。48ページに工事の優先度があり、数値が高ければ高いほど早く工事を行う必要があるというものです。 両方を総合して、今後38年間でそれぞれの小中学校が何年度に工事を行うかを計画に基づいて資料のグラフができています。中には改築を早める学校や、予防保全や大規模修繕の前倒しなども調整して検討していくことになります。
教育長	他に質問がないようですので、続きまして(2)「給食調理業務の民間委託について」説明をお願いします。
教育庶務課主幹	それでは、「その他議題(2)給食調理業務の民間委託について」、ご説明申し上げます。 その他議題(2)資料をご覧ください。 現在の学校給食調理業務の運営形態は、自校調理校21校のうち7校が直営、14校が民間委託、3つの学校給食センターでは2センターが直営、1センターが民間委託となっております。 このうち、直営施設における正規調理員は、行革方針である退職不補充により減少傾向にあり、このまま推移すると必要な人員配置ができない状況となってきます。 このため、新たに自校調理校1校の給食調理業務を民間委託し、正規調理を再配置することで、必要人員の確保を図るものです。 民間委託予定校は鶴城小学校で、委託契約予定期間は準備期間を契約の日から本年の3月末まで、また、実際に調理を行う履行期間を4月1日から令和5年7月31日までとするものです。



	<p>委託業者の選定方法は、指名競争入札とし、入札予定日は令和3年2月4日でございます。</p> <p>なお、民間委託を行う旨は、教育委員会令和2年2月定例会でご説明申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症の影響などで、本来予定していた時期での入札が困難となりましたので、あらためて行うものでございます。</p> <p>以上、その他議題（2）の説明とさせていただきます。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
平岡委員	契約予定期間ですが、年度途中の令和5年7月31日までとされているのはどういう理由でしょうか。
教育庶務課主幹	7月31日につきましては、次の更新時期を夏休み期間中にしたいがためです。8月中に切り替え準備を行い、2学期から同じ業者となるのか、あるいは違う業者となるのかわかりませんが、ここを更新時期とするものでございます。
教育長	他に質問がないようですので、続きまして（3）「令和2年度卒業証書授与式への臨席者について」説明をお願いします。
学校教育課長	<p>その他議題（3）「令和2年度卒業証書授与式への臨席者について」ご説明を申し上げます。その他議題（3）資料をご覧ください。</p> <p>令和2年度卒業証書授与式への臨席者の案でございます。</p> <p>昨年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、児童生徒、教職員及び保護者のみで卒業証書授与式を行いました。本年度につきましても来賓の方々の参加についてはご遠慮いただきたいと考えておりますが、教育委員会の告辞（励ましの言葉）については、教育委員の皆様及び資料にお名前を上げさせていただいた方々にご臨席を賜り、行っていきたいと考えております。</p> <p>期日につきましては、中学校が3月3日、幼稚園が3月18日、小学校が3月19日を予定しております。</p> <p>それぞれの式の開始時刻につきましては、学校毎に若干の違いがございます。ご案内状が届きますので、ご確認をお願いします。</p> <p>昨年度より義務教育学校としてスタートしました佐久島しおさい学校の前期課程につきましては、卒業証書授与式ではなく、修了証書授与式を行うため、教育委員会の告辞は行いませんのでご承知おきください。</p> <p>卒業証書授与式でお願いします教育委員会の告辞（励ましの言葉）の原稿につきましては、一週間前までにお送りをいたします。必要に応じて変更していただけたらと思います。</p> <p>なお、この臨席者の案につきましては、今後、調整の中で変更となることもございますのでご了承ください。</p> <p>大変ご多用のところ、お手数をおかけしますがお力添えをよろしく申し上げます。</p> <p>以上で、その他議題（3）資料のご説明とさせていただきます。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	他に質問がないようですので、続きまして（4）「西尾市社会教育関係団体活動費補助金交付要綱の改正について」、（5）「西尾市単位子ども会活動費補助金交付要綱の制定について」、（6）「西尾市ボーイスカウト及びガールスカウト活動費補助金交付要綱の制定について」及び（7）「西尾市PTA連絡協議会活動費補助金

	<p>交付要綱の制定について」は関連がありますので、一括して説明をお願いします。</p>
<p>教育部次長</p>	<p>ただいま議題となりましたその他議題（４）「西尾市社会教育関係団体活動費補助金交付要綱の改正について」から、（７）「西尾市PTA連絡協議会活動費補助金交付要綱の制定について」一括でご説明申し上げます。</p> <p>まず初めに、その他議題（４）から（７）につきましては、令和元年度に行われました西尾市補助金等検討委員会による補助金見直しにおける「見直し」等の評価結果を受けて見直ししたものでございます。</p> <p>元々は、これらの補助金につきましては、改正前の（４）の西尾市社会教育関係団体活動費補助金交付要綱に基づき合計５つの補助金を交付しておりました。これを、（４）要綱の改正及びその他議題（５）から（７）までの３つの要綱を制定することにより、より適正な補助金制度に改めるものご報告するものでございます。</p> <p>それでは（４）要綱の主な改正内容をご説明いたしますので、新旧対照表５ページをご覧ください。</p> <p>第１条は趣旨、第２条第１項は補助対象となる団体を定めており、考え方は従前と同様であります。第２項は、補助を受けようとする団体の具備すべき条件を新たに第１号から第６号まで定め、対象となる団体を明確化したものであります。</p> <p>第３条補助対象事業につきましては、別表で定めていたものを本文に組み入れたものであります。</p> <p>６ページをご覧ください。</p> <p>第４条補助対象経費につきましては除外すべき経費を明文化したものであります。</p> <p>第５条以降につきましては、補助金交付の手続き等に関して新たに詳細を明文化したものであります。</p> <p>第５条は、補助金の交付額を別表に掲げる上限額の範囲で、対象経費の１／２としております。上限額につきましては、７ページの別表で定めており、西尾市子ども会育成連絡協議会は１７１万円、西尾市少年少女発明クラブは１２２万５千円であります。この上限額につきましては、令和２年度の予算額であり、その範囲内で制度を設計したものでございます。</p> <p>第６条は補助金の交付申請について、第７条は補助金の交付決定について定めております。</p> <p>第８条は補助金の交付の方法について定めており概算払いにより交付するものとしております。</p> <p>第９条は事業等実績報告について定めております。</p> <p>７ページをご覧ください。</p> <p>第１０条第１項は補助金の額の確定について定めており、第２項では概算払いについて交付した補助金額を下回る場合は返還しなければならないとしております。</p> <p>次に附則をご覧ください。</p> <p>第１項は、本要綱の施行日を令和３年４月１日としています。</p> <p>第２項は、第５条において交付率につきましては１／２としておりますが、現時点においては１／１であるため、激変緩和措置として令和３年度のみ交付率を３分の２としております。</p> <p>第３項は、要綱の廃止等の見直し時期を定めるもので従前と同様です。</p> <p>以上が、その他議題（４）の説明となります。</p>

続きまして、その他議題（５）「西尾市単位子ども会活動費補助金交付要綱の制定について」ご説明申し上げます。

この要綱につきましては、その他議題（４）と同様に西尾市補助金等検討委員会からの「見直し」という評価結果を受けて制定したものであります。

それでは主な内容をご説明いたしますので、１ページをご覧ください。

第１条は趣旨、第２条は補助事業者、第３条は補助対象事業について定めております。

第４条は補助金の交付額を定めており、従前では補助金の交付額を明記した定めがございませんでしたので、従前からの運用実績である会員一人当たり年額５００円と一団体当たり年額３，０００円を明文化したものでございます。

第５条は補助金の交付申請について、第６条は補助金の交付決定について、第７条は事業実績報告について定めております。

２ページをご覧ください。

第８条は委任規定でございます。

次に、附則でございます。

第１項は、本要綱の施行日を令和３年４月１日としております。第２項は、要綱施行後５年を目途に廃止等の見直しをすることとしております。

以上、その他議題（５）の説明とさせていただきます。

続きまして、その他議題（６）「西尾市ボーイスカウト及びガールスカウト活動費補助金交付要綱の制定について」ご説明申し上げます。

この要綱につきましては、その他議題（４）と同様に西尾市補助金等検討委員会からの「見直し」という評価結果を受けて制定するものであります。

それでは主な内容をご説明いたしますので、１ページをご覧ください。

第１条の趣旨、第２条は補助事業者、第３条は補助対象事業について定めております。

第４条は補助金の交付額を定めており、従前では補助金の交付額を明記した定めがございませんでしたので、会員一人当たり年額５００円と一団体当たり年額２０，０００円を明文化したものです。

第５条から第８条及び附則につきましては、その他議題（５）と同様交付申請等の手続き及び施行日等について定めております。

以上、その他議題（６）の説明とさせていただきます。

続きまして、その他議題（７）「西尾市PTA連絡協議会活動費補助金交付要綱の制定について」ご説明申し上げます。

この要綱につきましても、西尾市補助金等検討委員会からの評価結果を受けて制定するものであります。

それでは主な内容をご説明いたしますので、１ページをご覧ください。

第１条の趣旨、第２条は補助事業者、第３条は補助対象事業について定めております。

第４条は補助金の交付額を定めており、従前では補助金の交付額を明記した定めがございませんでしたので、会員一人当たり年額２１円と明文化したものです。

第５条から第８条及び附則につきましては、その他議題（５）と同様交付申請等の手続き及び施行日等について定めております。

以上、その他議題（７）の説明とさせていただきます。

教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
平岡委員	その他議題（7）西尾市PTA連絡協議会活動費補助金交付要綱について、第3条（3）西三河PTA連絡協議会等の広域団体が主催する、とありますが、正式名称は、西三河地区で連絡協議会はなく、三河エリアあるいは愛知県エリアで広域の団体が存在いたしますのでご確認ください。また、西尾市の場合は「小中学校」と付きませんが、三河と県は「愛知県小中学校PTA連絡協議会」という名称ですので、添削をお願いします。
教育部次長	わかりました。しっかり確認をして改めたいと思います。
尾崎委員	新旧対照表の7ページ、別表に団体名に「その他の団体」とありますが、その他の団体はどの程度ありますか。
教育部次長	現時点では、想定している団体はございません。しかしながら、元々は5つの社会教育団体に対する補助金を交付しておりましたが、それに対して補助金検討委員会からすべて見直しが必要とされましたので、一定の形に整理したものでございます。指摘の中で、同じような社会教育活動をする団体に対して幅広く補助すべきということも受け、幅広く受け入れられるようにその他として整理しました。現時点では具体的にございませぬ。
石崎委員	西尾市ボーイスカウト及びガールスカウト活動費補助金交付要綱の制定についてですが、現状のボーイスカウト及びガールスカウトの規模や具体的な活動内容を教えてください。
教育部次長	ボーイスカウト及びガールスカウトにつきまして、令和元年度現在で、市内に7団体315人が活動されています。西尾小学校区と福地北部、福地南部小学校区で西尾1団というように各地域に分かれて活動しています。一番大きな団で70人、一番小さな団で23人という規模で、合わせて315人です。 具体的な活動といたしましては、テントを張って野営をするなど、それぞれの団の中で状況に応じて活動しているとうかがっています。
教育長	他に質問がないようですので、続きまして（8）「吉良氏800年祭「承久の乱」歴史講演会の開催について」説明をお願いします。
文化財課長	ただいま議題となりました吉良氏800年祭「承久の乱」歴史講演会の開催について、ご説明申し上げます。 その他議題（8）資料をご覧ください。 2021年、令和3年は、中世に現在の西尾市域を治めた吉良氏が発祥するきっかけとなった「1221年の承久の乱」から800年の節目となるため、「吉良氏800年祭」として様々な事業を計画しています。 今回、「吉良氏800年祭」の記念行事として、承久の乱の研究者による歴史講演会を開催します。 日時は令和3年2月20日土曜午後2時から3時30分までの予定で、場所は西尾コンベンションホールです。 講演内容につきましては、京都府京都文化博物館学芸員の長村祥知氏に「承久の乱と東海道」をテーマにご講演いただきます。 定員は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から250名に絞っています。 入場は無料ですが、資料代として500円いただきます。また、1月31日日曜日必着で郵便往復はがきによる事前申込が必要で、申し込み多数の場合は抽選とさ

	<p>させていただきます。</p> <p>「吉良氏800年祭」の根幹である「承久の乱」と吉良氏のかかわりについて、専門学芸員が分かりやすくお話ししますので、ぜひご聴講ください。</p> <p>以上、その他議題（8）の説明とさせていただきます。</p>
教育長	<p>ただいまの説明で質問、意見はありませんか。</p>
教育長	<p>特に質問がないようですので、続きまして（9）「西尾城絵図集」完成記念講演会の開催について」説明をお願いします。</p>
文化財課長	<p>ただいま議題となりました「西尾城絵図集」完成記念講演会の開催について、ご説明申し上げます。</p> <p>その他議題（9）資料をご覧ください。</p> <p>西尾城の絵図の魅力と西尾城について理解を深めていただくため、「西尾城絵図集」を作成します。絵図集の完成を記念して、お城の専門家による講演会を開催します。</p> <p>日時は令和3年2月27日土曜日午後1時30分から4時までの予定で、場所は西尾市役所5階51会議室です。</p> <p>講演内容は、「西尾城研究の現状と課題」をテーマに西尾市教育委員会文化財課長が話をし、続いて、「絵図が語る西尾城の構造」をテーマに城郭研究者である滋賀県立大学教授の中井均氏にご講演いただきます。</p> <p>定員は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から100名に絞っています。</p> <p>入場は無料です。1月31日曜日必着で郵便往復はがきによる事前申込が必要で、申し込み多数の場合は抽選とさせていただきます。</p> <p>西尾城の絵図やお城の魅力について、お城の専門家が分かりやすくお話ししますので、ぜひご聴講ください。</p> <p>以上、その他議題（9）の説明とさせていただきます。</p>
教育長	<p>ただいまの説明で質問、意見はありませんか。</p>
教育長	<p>特に質問がないようですので、続きまして（10）「令和2年度前期 西尾市ふれあい広場指定管理者管理運営状況の評価について」説明をお願いします。</p>
スポーツ振興課長	<p>ただいま議題となりましたその他議題（10）、「令和2年度前期 西尾市ふれあい広場指定管理者管理運営状況の評価について」ご説明申し上げます。</p> <p>西尾市ふれあい広場は、平成29年4月1日から5年間、指定管理者により管理運営されています。</p> <p>管理運営につきましては、西尾市ふれあい広場指定管理者評価委員会において評価することとしており、令和2年12月25日金曜日に評価委員会を開催し、令和2年度の前期の評価を実施いたしましたので、その結果をご報告いたします。</p> <p>資料の1ページをご覧ください。</p> <p>〔施設名〕は「西尾市ふれあい広場」、〔指定管理者〕は「豊和、辻村グループ」であります。</p> <p>〔指定期間〕は、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間で、〔指定管理料〕は、令和2年度分といたしまして、1億2千53万428円となっております。</p> <p>〔主な業務内容〕は、「（1）施設の利用許可に関すること」を始め、13項目となっております。</p>

	<p>次に[利用者数]と[利用料金収入]ですが、月単位で、指定管理者制度導入前の平成23年度から令和2年度前期を含めた過去10年分の数値を表示しております。</p> <p>指定管理4年目は、3月5日からの新型コロナウイルス感染症予防による長期の臨時休館という不測の事態の中で始まり、6月16日の開館後も、感染予防のため施設内の入場を最大でも定員の半数としたことで大幅な減となっております。</p> <p>[利用者数]につきましては、令和2年度前期の合計は5万1千511人で、前年度前期との対比では、21万1千824人の減となりました。</p> <p>[利用料金収入]につきましては、令和2年度前期の合計は1千366万6千円で、前年度対比では、5千714万2千円の減となりました。</p> <p>次に、資料2ページをご覧ください。</p> <p>前期分の収支状況であります。収入額は、7千393万2千194円、支出額は、9千544万3千955円で、収支といたしましては、マイナス2千151万1千761円の減益でありました。</p> <p>次に、[利用者意見の把握方法]であります。職員による声かけと、受付に設置してあるアンケート用紙に記入していただく方法をとっております。前期については苦情・要望はなく、夏の繁忙期にプールの利用を西尾市民限定にしたことで、利用者からは三密を回避でき安心して利用できることと好評価をいただいた、と報告がありました。</p> <p>2ページの下欄、管理運営状況の総合評価でございますが、左の欄のスポーツ振興課の評価といたしましては、「新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休館や、その後の利用制限により、通常とは大きく異なる状況の中で、適正な施設管理及び運営をおこない、利用者の安全・快適・利便性の向上を目指している」として評価は「S」であります。</p> <p>右の欄の評価委員会の評価は、「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により人数等の減少があり、評価は難しい部分があるが、感染予防対策を徹底して行い、適正に管理運営を行っている。利用者の安全・安心を第一に引き続き管理運営をお願いしたい。」として、評価は同じく「S」であります。</p> <p>以上、その他議題(10)の説明とさせていただきます。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
武内委員	収入と支出の部分でマイナス2千151万円の減益ということで、このまま10月から3月までの後期を含めても赤字が増額となることが予想されるのですが、この赤字はどう対応されますか。
スポーツ振興課長	市と指定管理者で結んでいる協定書の中で、不可抗力によって損失が生じた場合、補償・賠償する条項がございます。それに則り、完全に休館となった4月、5月分を9月補正予算で、6月以降から8月末までの減収分は12月補正予算で計上し、補填をするということで可決をいただいております。
武内委員	入場者が減少し、人件費など予算を抑えている可能性もあるので、その辺りも指定管理者に考慮して厳格な運営を依頼するということはあるでしょうか。
スポーツ振興課長	休館時には予定していた人員を最小限とする協議をさせていただいており、最小限の人件費はお支払いするが、その他については運営費から引くと交渉しております。6月からの再開後の利用者は少ないですが、配置する人数は制限が難しく、手探りの部分もございますので、人員はそのままで行っていただいていたのですが、

	<p>12月以降はやり方もわかってまいりましたので、ある程度人員を見直して、運営していただきたいとお願いしているところです。人員の削減もありますが、優先すべきは安全安心な運営で、それを最大限配慮したうえで、運営に従事していただきたいとお願いしています。</p>
<p>教育長</p>	<p>他に質問がないようですので、続きまして(11)「色町体育館、寺津小学校、寺津中学校及び資料館(歴史公園内)の基本設計について」説明をお願いします。</p>
<p>資産経営局長</p>	<p>ただいま議題となりましたその他議題(11)「一色町体育館、寺津小学校、寺津中学校及び資料館(歴史公園内)の基本設計について」ご説明申し上げます。</p> <p>その他議題(11)資料をご覧ください。</p> <p>「西尾市方式PFI事業」は、平成29年7月5日に中村市長が就任、PFI事業の凍結・見直しを表明、その後PFI事業の検証見直し方針を公表し、SPCと協議を進めてきました。</p> <p>平成31年2月25日には、契約書に基づき、PFI事業の業務内容を変更するための業務要求水準書変更通知書をSPCに通知しました。しかしながら、SPCとの協議が整わず、現在調停の場において議論を重ねているところです。</p> <p>業務要求水準書変更通知書では、多くの事業がある中、当初契約どおり実施する事業、いわゆる見直し対象外事業もありました。その当初契約どおり実施するとした10施設とその業務日程を一覧表にして記載しています。</p> <p>改修施設は、一色町体育館、寺津小中学校や資料館などの5施設。解体施設は、コミュニティ公園体育館・管理棟、吉良野外趣味活動施設体育館・管理棟、旧上横須賀郵便局などの5施設です。</p> <p>これら見直し対象外施設10施設に係る事業日程の変更等について「見直し対象外事業に係る合意書」を7月29日に締結し、この合意書に基づき星印で示してあります6施設について、今年度設計に着手しております。</p> <p>本日は、一色町体育館、寺津小学校、寺津中学校及び資料館(歴史公園内)の基本設計についてご説明いたします。これら4施設とも、今後実施設計を進め令和3年3月に実施設計完了、4月から改修工事を行う予定をしています。</p> <p>では、一色町体育館から改修工事の内容につきましてご説明いたしますので、A3横の図面をご覧ください。なおこの図面は、A2サイズのをA3サイズに縮小していますのでご注意ください。</p> <p>一色町体育館は、建物の長寿命化及び、建設後相当年数を経過しているため、施設の陳腐化を解消する大規模な修繕を行うものです。</p> <p>体育館の間取りは1階にアリーナ、談話コーナー、会議室、更衣室、多目的室など、2階にアリーナ上部の観覧席、柔道場など、3階に卓球場など、となっています。図面右下に各部屋共通の改修内容を記載しています。照明機器のLED化、建具のガラスを強化ガラスに更新、内装の張り替え又は塗り替えによるリニューアル、外部につきましては、外壁面の補修及び塗装改修を行います。</p> <p>また、アスベスト含有調査の結果、アリーナの天井裏材、湯沸室天井仕上げ材、健康相談室及び会議室の床仕上げ材及び、煙突の断熱材などからアスベストが検出されましたので本工事で除去します。なお、どの部分も飛散した形跡はなく、ばく露したおそれはありません。</p> <p>1階平面図(改修後)をご覧ください。図面上が北となり、北側、東側が一色中学校、図面左側が道路、B&amp;G施設となります。</p>

図面左上部、屋外ポーチからトイレや各部屋まで続く経路の床のバリアフリー化を行います。

緑色に着色した多目的室は、現在のトレーニング室の床がフェルト状の繊維製床材であるものを木質系床材のフローリングに改修し、エアロビクスなどの軽運動も行える部屋とします。

アリーナは、床フローリングにサンダー掛けし、全面塗装してコートラインを引き直します。

図面中央上部の青色に着色した部分、トイレにつきましては、和式便器を洋式便器に改修を行い、併せて床は湿式であるタイルから乾式である長尺塩ビシートに変更しバリアフリー化を行います。

また事務室、会議室および、多目的室の空調機器の更新を行います。

1枚めくっていただき2階平面図をご覧ください。

アリーナ及び左側の柔道場の天井は、主に一色中学校の生徒が授業で利用することから、文部科学省の基準に基づき撤去し、天井材の落下に対する安全性を確保します。

アリーナ上部の北面、南面のギャラリーは、カーテンウォールと呼ばれる建具部分より雨漏りが発生しており、当初計画ではコーキング材によりシーリング処理を行う計画としていました。しかし、カーテンウォールの構造を調査した結果、風圧などにより建具がたわむことにより、雨漏りが発生していることが判明したため、カーテンウォールの補強工事を行います。

柔道場は、畳の劣化がひどく畳の取替えを行います。

図面上部のトイレは、現在男性トイレと女性トイレとなっていますが、洋式便器に改修するには面積が狭く、使い勝手の悪いプランとなってしまうため、今回女性専用トイレとして改修を行います。

1枚めくっていただき3階平面図をご覧ください。

図面左側の卓球場は、アリーナ及び柔道場と同じように天井の撤去を行うとともに、空調機器を新たに設置します。

図面上部のトイレは、2階と同様に男性トイレと女性トイレとなっていました。男性専用トイレとして改修を行います。

アリーナ部分の屋根改修の当初計画は、雨漏りの原因部分のみの補修としていましたが、台風等の影響により劣化が著しく進んでおり、いたるところで雨漏りが発生しているため、屋根の全面を金属製屋根材で覆うカバー工法により屋根を葺き直します。

続きまして、寺津小学校、中学校の改修について説明いたします。図面No4の寺津小学校・中学校配置図をご覧ください。

寺津小学校、中学校は、主に、トイレの洋式化、バリアフリー化、建具ガラスの飛散防止対策、エレベーターの更新を行います。

寺津小学校で、窓ガラスに飛散防止フィルムを貼るのは、図面①の校舎、②の体育館控室、③の器具庫。トイレ改修を行うのは、図面で青く着色されている校舎のAのトイレ、Bの屋内運動場（体育館）のトイレ、Cの体育館控室のトイレです。

寺津中学校で、窓ガラスに飛散防止フィルムを貼るのは、図面④の南校舎、北校舎、⑤の屋内運動場（体育館）。⑥の器具庫につきましては強化ガラスに取替えま。トイレ改修を行うのは、図面で青く着色されている南校舎のDのトイレ、北校



舎のEのトイレ、Fの屋内運動場（体育館）のトイレ、Gの部室のトイレです。

1枚めくっていただき、寺津小学校平面図をご覧ください。図面下が1階平面図、上が2階平面図となります。

1階平面図の左中ほどにあります、図上のAの記号がトイレ改修工事の位置を示しています。改修内容はすでに改修済みの校舎東側トイレと同様で、和式便器を洋式便器に変え、トイレブースの取替え、床タイルを長尺塩ビシートとし、バリアフリー化を行います。

今回改修を行うトイレの左側のEVという記号が今回改修を行うエレベーターの位置を示しています。現在の荷物のみ運搬用エレベーターから、人も乗ることのできるエレベーターに改修を行います。

また、教室と廊下の中の斜線部分は間仕切り壁を示しています。建具の不具合を補修し、ガラス部については、飛散防止フィルム貼を行います。同様なトイレ改修、ガラス飛散防止対策を2階、3階でも行います。

1枚めくっていただき、寺津小学校Aトイレ1階平面詳細図をご覧ください。左側が改修前、右側が改修後を示しています。改修後図面の左下にあります、多目的トイレは利用のしやすさを考慮し、廊下から直接入ることのできる位置に設置、トイレ内で車いすが回転できる広さを確保する計画としています。

1枚めくっていただき、寺津小学校Aトイレ2階、3階平面詳細図をご覧ください。2階、3階のトイレの改修後の平面図です。

現在の便器数を極力減らさない様に配慮します。

なお、寺津中学校も、小学校と同様の工事内容となるため、寺津小学校により説明させていただき、中学校の説明は省略させていただきます。

続きまして歴史公園内にあります資料館についてご説明いたします。図面No.8の資料館（歴史公園内）改修工事の1階平面図をご覧ください。

資料館は、郷土の歴史や文化に対して市民が愛着と誇りがもてるように、利用しやすい文化交流・歴史学習の拠点としての再整備を行うものです。

図面の上が西尾城のお堀、下側が資料館前の道路となります。建物左のポーチから入った風除室は、天井及び壁の塗装更新を行います。展示室は、天井及び床仕上げ材の張り替え、既設ショーケースの改修、空調機器の更新を行います。合わせて照明器具をLED照明に取替えを行います。展示棚やショーケースに複数のモニターを活用し、西尾城の歴史を中心とした西尾のガイドンスを分かりやすく展示します。展示室の奥、事務室は天井の張り替えを行います。

1枚めくっていただき、地階平面図をご覧ください。

現在、機械室とガスボンベ室となっている間仕切り壁を撤去し、第2収蔵庫に改修します。空調機器を取付け温度管理が必要な収蔵品の保管場所とします。

以上で図面の説明を終わります。なお、今回説明いたしましたのは基本設計の段階のものであり、今後実施設計を進めていく間にも各担当課との打合せ等を行っていきますので、変更が十分ありうることをご承知おきいただきますようお願い申し上げます。

以上でその他議題（11）「一色町体育館、寺津小学校、寺津中学校及び資料館（歴史公園内）の基本設計について」の説明を終わります。

教育長

ただいまの説明で質問、意見はありませんか。

武内委員	幡豆歴史資料館の図面はないのですか。
資産経営課長	幡豆歴史資料館につきましては、外部から中の収蔵品が見えないような処置を施して欲しいという所管からの要望がございましたことから、建具に簡単な処置を施すことに留めておりますので、図面は省略させていただきました。
教育長	他に質問がないようですので、日程5を終わります。
教育長	教育委員会名義使用として13件提出されています。 ご確認をお願いいたします。
教育長	この他、何か連絡事項はありますか。
平岡委員	先般、成人式の日には花火を打ち上げていただき、趣旨は大変素晴らしいことだと思います。名義使用の承認申請書の段階では、開催場所が未定とありますが、花火なので、消防署の許可などもありますし、教育委員会の名義を使用しますので、開催前に報告をいただいているということによろしいでしょうか。
教育部次長	28日に申請をいただいた段階では記載のとおり未定でしたが、年明け前に連絡をいただき、実際に打ち上げたのは戸ヶ崎地内でした。関係機関である地元町内会や消防への届け出や管理についても整ったとの報告をいただいております。内容については確認したのですが、ご指摘のとおり書類からでは担保できていない状態ですので、今後につきましては、その他添付書類等で法令を遵守することや関係機関との調整など記載をしていただき、判断がしっかりできるような体制を整えてまいりたいと思います。
平岡委員	後からご指摘をいただくのは教育委員会になってしまうかもしれませんので、重々お気を付けいただきたいと思います。
教育長	以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
教育長	次回は令和3年2月10日水曜日午前10時から、市役所41会議室で予定されています。 ご都合は、いかがでしょうか。
教育長	これをもちまして西尾市教育委員会1月定例会を閉会いたします。 ありがとうございました。